

総務産業委員会報告書

平成30年4月27日

備前市議会議長 鵜川晃匠 様

委員長 山本恒道

平成30年4月27日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

	案 件	審査結果	少数意見
報告第3号	専決処分(専決第16号 備前市税条例等の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	なし
報告第4号	専決処分(専決第17号 備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて	承認	なし

総務産業委員会記録

招集日時	平成30年4月27日（金）		本会議休憩中	
開議・閉議	午前10時30分	開会 ～	午前10時48分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第2回臨時会）の開催		
出席委員	委員長	山本恒道	副委員長	森本洋子
	委員	尾川直行		津島 誠
		守井秀龍		川崎輝通
		石原和人		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂		
傍聴者	議員	掛谷 繁		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	総務部長	佐藤行弘	税務課長	竹林幸作
審査記録	次のとおり			

午前10時30分 開会

○山本委員長 御苦労でございます。

ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開催いたします。

それでは、先ほど本会議で付託されました2議案の審査を行います。

***** 報告第3号の審査 *****

まず、報告第3号専決処分についてでございます。

3ページです。

質疑のある方は。

○川崎委員 ちょっと予算案の修正が出てないんでよくわからないんですけど、こういろいろと控除がふえた、減ったというて書いとんやけど、結局税収入はどれくらい減るのか、ふえるのか。1市民当たりでいえば、非課税世帯だとか均等割だとかいろいろ結構複雑じゃないですか。この改正によって納税者にどう影響を与えるのか、個別的に見たらどう状況になるのかという点も、わかれば説明をお願いします。

それと総収入がどうなるのか。修正案も出さなくて、減るからようけ収入を組んだらいいということしていくのか。もしふえるようだったら修正をかけて税収がこれだけふえるんだという補正予算を出さなきゃならないんじゃないかなと思ったりします。2点についての説明をお願いします。

○竹林税務課長 今回の主な改正ですけども、細部説明にもございますけども、市民税につきましては控除の方法がちょっと変わりました、控除額が所得控除のほうから基礎控除のほうへ振りかえられたというようなところで、今働き方が多様化している中で、そういった基礎控除のほうを重視してという方法に変わるということになっております。

なお、この住民税につきましては、変更が33年度分からの変更ということで予定されておりますので、それ以降の影響が出てくるかと思われまます。

実際今回の改正で30年度に影響が出てきますのは、たばこ税の改正がこの10月1日に予定されておまして、そちらが1,000本当たり430円引き上げというようなことになるんですけども、今現在の備前市での課税状況から見まして影響額で見込みますと、大体700万円弱程度、引き上げによって半年間でたばこ税が増収になるんじゃないかというようなことで一応見込んでおります。具体的に、この30年度に影響が出てくるのは、このあたりかなというふう考えております。

○川崎委員 いや、いや。答えてないんやけど、予算案に関係ないということとはよくわかりましたけど、少したばこ税のほうは影響してくるということで。

実施がちょっとおくれるということの説明であったようですけども、実施した場合に、一個人の納税者から見て、結論として納税者は負担がふえるのか、減るのか。前後するんじゃないですか、全くこういう計算方法が変わっても今の納税額は変わらないのかどうか。普通は、こうい

う控除がふえたじゃ減ったというたら、納税額は減りましたとか、負担が軽減された、ふえたとかということがあると思うんで、私らがやっぱりこれを承認する上で、ふえるのであれば私は余り賛成はしたくないと、減るのであれば少しでもこの苦しい中で市民生活に圧迫しないなら賛成したいなという観点なんですけど、そこを答えてないじゃないですか。

○竹林税務課長 先ほども触れたんですけども、いろいろな働き方、職業の方がふえているということで、そちらの方にちょっと重視をしたといいますか、給与所得者、こういった方に対する所得控除を減らして皆さんが均等に控除いただける基礎控除の部分をふやすというところになりますんで、全体的に見ると皆さんに均等に控除いただける部分がふえたということになりますんで、全体的に見ると控除の方法が均等化されるんじゃないかと思います。

○川崎委員 だから控除が均等になれば、納税者の負担はふえるのか、減るのかということと、階層別に違うのであれば給与所得者の市県民税がふえたのか、減ったのかという説明もないし、その他の一般の勤労者の営業所得とか、自由業の人たちがどうなるかとか、それから全くの年金生活者とかはどうなるのか。緊急の臨時会なんでそれを少し説明していただきたい。納税者の階層別に言うと、納税者はふえる部分と減る部分があるんですかという質問です。

○竹林税務課長 今まで事業者の方でしたら単純に収支の部分で、あと基礎控除があったというところになりますんで、そこで基礎控除がふえることによって、そういった事業者の方に対しては控除がふえるほうに。

〔「控除じゃなくて、税額がふえるか、ふえないか。税額は減るでしょう、控除がふえるということは」と川崎委員発言する〕

そうです、はい。控除がふえることになります。

〔「じゃから、はっきり言ってほしい、だから。税金負担分が少し軽減されるんですよ」と川崎委員発言する〕

そうです。

〔「営業所得とか、そういう」と川崎委員発言する〕

そうです。

〔「給与所得者はどうなるの、一緒」と川崎委員発言する〕

給与所得者は、もう振りかえられるということで所得控除は下がるんですけど、基礎控除のほうでその分は見られるということで、その辺の変更は余り影響ないかと思います。

〔「イコールと捉えたらええの」と川崎委員発言する〕

そうです。

〔「少しふえるのかな、減るのかな、勤労者の給与所得者も」と川崎委員発言する〕

イコールで、はい。だったと思います。

〔「そうか。まあ、ええわ、別に」と川崎委員発言する〕

○山本委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は承認することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認されました。

以上で報告第3号の審査を終わります。

***** 報告第4号の審査 *****

引き続き、報告第4号専決処分（専決第17号備前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、議案書の73ページからです。

質疑のある方は。

○川崎委員 これも同じことで課税限度額を上げるということは、基本的には課税所得は少なくなるという捉え方をすれば税金は安くなるというふうに捉えられるんですが、一方で軽減対象となる所得の算定基準を見直すことによって課税対象者がふえるというふうに理解できるんで、となると市側から見れば一方で少し基礎控除が変わることによって市県民税は減額されるけれども、課税対象者は何か見直すことによってふえるというのは、結局市県民税の総収入はふえるというふうにも理解できるんですけど、それをもう少し具体的に説明願いたいと思います。

○竹林税務課長 国保税の改正につきまして大きく2点ございまして、最初の基礎課税額の限度額がふえる、4万円増額という部分についてですけども、こちらにつきまして高額所得者の方が54万円限度でとまっていたところをふやすというところで。

〔「税額がふえるんか」と川崎委員発言する〕

こちらは高額所得者については、もう少し負担をしていただこうと……。

〔「ふえると、4万円ふえるということやな」と川崎委員発言する〕

ということで。あとは、2点目の軽減対象者の所得要件が引き上げられたということは軽減される方がふえると、所得要件がふえるということは軽減される世帯がふえると。

〔「世帯が今よりふえるということじゃから……」と川崎委員発言する〕

はい。こちらは低所得者に対して、もう少し……。

〔「もっと範囲を広げるという意味じゃな」と川崎委員発言する〕

幅を広げようということ……。

〔「それは、ええことじゃな」と川崎委員発言する〕

はい。正式にどれぐらいの世帯の方が影響を受けるかというのは、作業をやってみないとはっきりとはしませんが、影響としては数世帯ずつ、それほど大きな世帯ではないぐらいの影響にはなるかと考えております。

○川崎委員 もう一点だけ。限度額を上げることは、私は基本的には賛成。ただ、中間所得者、二、三百万円のところが非常に国保税が高いという印象がある。やっぱり500万円以上とか1,000万円を超える人が、この54万円が58万円になり70万円になっても、そんなに負担率というのは大したことないわけじゃ。ところが、生活をぎりぎりしている一生懸命子育てしている標準4人家族、そういうところが、たしか自営業者とか、そういう年金生活者とか含めて重税ではないか、だから国保税の軽減をしてほしいということがある。だから、限度額を上げるとともに中間層やそういうところは、算定基準を広げて少しでも国保税が安くなることはええんじやけど、中間層が重過ぎるといって、その間をもう少し緩やかに国保税の税率を緩和する方法というのは考えられないかということだけ質問して終わりたいと思います。

○竹林税務課長 今回の軽減措置ですけども、こちらのほうが7割軽減、5割軽減、2割軽減制度がありまして、今回改正になりましたのが5割と2割の部分が増えたということで、今おっしゃられた200万円程度、世帯人員にもよるかと思いますが、その程度の所得の収入の方でしたら、恐らく2割なり5割あたりの軽減世帯としては対象になってくるんじゃないかなとは思っています。これは全国的な軽減制度ということで対応はさせていただいている状態で、今国のこういった軽減制度に対する方向はこういった対象のところを広げていこうという動きではあるかと思っております。

○尾川委員 説明で対象者は不明というふうな答弁じゃったんじやけど、要するに目的があるう、法改正のときにやっぱり備前市にどう影響があるんかということがありやへんかと思うてちょっとそれが気になるんじやけど、全く把握してねえわけ。

それともう一点は、いつも専決で報告になるんじやけど、要するに31日に国会で決まって、それを議決するわけにいかんのかな。別にこんなだったら議会する必要ねんじやねえかなと思うて。少しは上に言うてもらいたいんだけど、その2点をちょっと。

こんな形だけして、地方分権じゃと言うたりするんじやったら何ならというて言うてちょうだい。

○竹林税務課長 今回の改正に対する影響ですけども、この4月時点の状況での試算というのは一応しまして、限度額の引き上げ部分に対しての変更が出てくるのは2世帯ほど。軽減判定につきましては5割軽減、2割軽減合わせて5世帯ほどが、ふえるほうへ出てくるんじゃないか、これは試算の段階なんで正式な賦課作業によってまた変わってくるかと思っております。

あとの時期の問題なんですけど、例年専決処分というような格好で税条例についてはお願いしているんですけども、国会の決定が3月のほぼもう末というようなところで4月1日から施行される部分もあるということで例年専決処分をお願いしているところですけど、内容的には今回の内容は法改正に伴ってどうしても必要になってくるような内容ということでお願いはしております。

すけども、そういった要望するような場があればなるべくちょっと早目のスケジュールにならないかというようなこともお願いはしていきたいとは思いますが。

○尾川委員 おくれるんだったら来年するのかな、そういうものを少しは言うてください、地方からもな。

○山本委員長 よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑はないようですので、質疑を終了いたしましてよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は承認することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認されました。

以上で報告第4号の審査を終わります。

以上で本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして総務産業委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦勞でございました。

午前10時48分 閉会